

プレミアムプランサービス契約約款

第1条（本約款の適用）

株式会社ファイバークエスト（以下「当社」といいます）は、「プレミアムプランサービス契約約款」（以下「本約款」といいます）を定め、これによって契約者に対してプレミアムプラン（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

第2条（契約の目的）

本約款は、契約者が居住する住戸において必要な通信環境を確保し、インターネット接続サービスを適切に利用できるようにすることを目的として、当社が本サービスを提供し、契約者がこれを利用する条件を定めるものとします。

第3条（約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、約款を変更できるものとします。この場合には、料金その他本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。

第4条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 電気通信設備	本サービスの提供に必要な機械類、配線類、その他電氣的設備
② 本サービス	当社が契約者に対し、契約者が居住する戸別住戸において利用可能となるインターネット接続サービス、その他これに付随する電気通信サービスであって、当社が本契約に基づき提供するものをいう。
③ 本契約	本約款に基づき、契約者と当社の間で締結される本サービスの提供に関する契約をいう。
④ 契約者	当社と本サービスの導入・利用について当社に申し出を行い、契約を締結した契約物件の居住者をいう。
⑤ 契約者回線	本契約に基づいて当社が提供する電気通信回線
⑥ 契約物件	本サービスが導入される居住用建物
⑦ 利用者	本サービスが導入される契約物件に居住し、本サービスに接続し通信を行う者

⑧ 遠隔監視	当社が本約款に基づき導入した電気通信設備の接続状況を、ネットワークを用いて監視すること
⑨ 申込書	本約款を確認・同意のうえ、契約者が当社に提出する本サービスの導入・利用を申し出るための書面であり、名称の如何を問わない
⑩ 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
⑪ 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

第5条（本サービスの提供方式）

本サービスはベストエフォート型のサービスであり、電気通信設備の状況や他回線との干渉によって速度が低下することがあります。

第6条（契約の成立）

1. 本サービスの契約は、利用希望者が本約款および当社所定の重要事項を記載した申込書の内容に同意したうえで当社の別途定める手続に従い申込みをし、当社が送付する「契約内容通知書」を受領した時点で契約が成立するものとします。
2. 当社は開通日（当社が回線設定を完了し本サービスの提供を開始した日）及び課金開始日を、当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。なお、課金開始日は開通日の翌月1日とします。

第7条（契約の単位）

当社は、契約物件内の1戸ごとに1つの本契約を締結します。

第8条（お申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、当社専用 Web サイトにおいて当社所定の契約申込書（以下「申込書」といいます）に当社の定める事項を入力し当社に提出していただきます。申込者は、本サービスに係る料金の支払に使用するクレジットカードが申込者本人名義であることを要します。

第9条（お申込みの承諾）

1. 本サービスの申込みがあったときは、当社が受付けた順に従い、お申込みを承諾するものとします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、受付けの順序を変更することがあります。なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。
2. 当社は、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の事実の記載があったとき。
- (2) 本サービスの提供が技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (3) 申込者が月額利用料金、本サービスの利用に必要な費用、又は工事費に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 申込者が申込みにあたり提出した申込書に不備があるとき
- (5) 第 42 条（契約者の協力及び義務）の規定に違反するおそれがあると当社が合理的に判断したとき。
- (6) その他本サービス提供が困難であると判断したとき、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき。
- (7) 当社が不相当と判断する合理的な理由がある場合。
- (8) 本サービスに係る料金の支払に使用されるクレジットカードの名義人が申込者と異なるとき。

第10条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

第11条（契約者の地位の承継）

相続により、契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社へ通知するものとし、本サービスの解約手続きを行うものとします。

第12条（その他の契約内容の変更）

1. 当社は、契約者から請求があり、当社が承諾したときは契約内容の変更を行います。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条（お申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第13条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次の通りとします。

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことができます。

- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

第14条（本サービスの契約期間）

1. 本サービスの契約開始日は、第6条第2項に定める開通日と同日とし、契約期間は、課金開始日（開通日の翌月1日）から起算して1か月間とします。ただし、申込書において異なる取り決めをした場合はこの限りではありません。
2. 本サービスの契約期間が満了する1ヶ月前までに、契約者または当社のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合、同一の条件にて1か月延長されるものとし、以後も同様とします。

第15条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがございます。
 - (1) 利用料金、本サービスの利用に必要な費用又は工事に関する費用等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第50条（禁止事項）、第51条（利用に係る契約者の義務）又は第40条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
 - (5) 前各号のほか、本約款の規定に違反する行為であって本契約に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、予めその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではございません。

第16条（高負荷対応）

1. 契約者が本サービスを利用して行う通信の一が、別紙2に定める基準を超える場合、当社及び契約者は別紙2に定める対応を行うものとし、また、当社は別紙2に定める方法で本サービスの速度や通信量を制限することができる。
2. 当社及び契約者は、契約者が本サービスを利用して行う通信において、一般的な本サービスの利用方法とは異なる利用（サイバー攻撃によるものを含むがこれに限られない）を検知した場合、速やかに相手にその旨を連携し、その後の対応について都度協議を行う。但し、当社が本サービスに影響が出ると合理的に判断する場合は、当社は当該通信を制限することができる。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った本サービスの提供の制限によって生じた契約者の損害につき一切責任を負わないものとする。
4. 契約者は、本条に基づき高負荷に伴う契約者の義務を果たしたにも関わらず当社に発生した損害につき一切責任を負わないものとする。

第17条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外の契約者回線等の利用を制限することがございます。

機関名
気象関係
水防関係
消防関係
災害救助関係
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2. 当社の管理する設備もしくはシステムの保守を定期的にはまたは緊急に行う場合、あるいは当社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの判断により契約者および利用者に対する本サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、当社は、本項の規定により本サービスの提供を制限する場合、当社が適当と判断する方法で事前に契約者にその旨を通知するものとします。但し、かかる本サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。
3. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に契約者に通知することなく、自らの判断により契約者および利用者に対する本サービスの提供の全部または一部を制限することができるものとします。
 - (1) 電気通信事業法第8条に従い災害の予防または救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要がある場合。
 - (2) 法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合。
 - (3) その他当社の責めに帰すべからざる事由による場合。
4. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像への契約者および利用者からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。
5. 当社は、契約者および利用者により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。
6. 契約者および利用者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しく輻輳したとき
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき
 - (3) その通信が、電子メールに係るものであって、当社が別に定める方法により送信されるものであるとき
7. 当社は、前各項の本サービスの提供の制限によって生じた契約者および利用者の損害につき一切責任を負わないものとします。

第18条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがございます。

2. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがございます。
3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがございます。
4. 前3項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 当社は、第1項乃至第3項に基づき、通信時間または通信量等を制限または切断等するときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではございません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがございます。

第19条（通信時間の測定）

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、発信者及び着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します。
- (2) 前号の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき第17条（通信利用の制限等）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、当社が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第20条（本サービスの利用取り止め）

契約者は、本サービスの契約物件等からの退去等により、本サービスの利用を取り止める場合においては、当社のインターネットサポートセンター（以下「サポートセンター」といいます）へ申し出るものとします。

第21条（料金及び工事等に関する費用）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、当社が別途定める料金表によるものとします。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、初期費用、工事費とし、当社が別途定める料金表によるものとします。

3. 当社が提供する本サービスの工事にに基づき、施工した箇所に関する原状回復費用については、契約者にて負担していただきます。

第22条（初期費用及び工事費の支払義務）

契約者は、本サービスの申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別途定める料金表に規定の初期費用及び工事費を支払っていただきます。

第23条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第24条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（当社が別途定める料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第25条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合（閏年も365日として計算するものとします）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではございません。

第26条（月額利用料金及びその他費用）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙料金表に定める月額利用料金とします。

第27条（料金の支払い方法）

1. 契約者は、毎月、当月分の月額利用料金を翌月末日までにお支払いいただきます。契約者の月額利用料金のお支払は、契約者が当社の指定するクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」と）との契約にもとづきクレジットカード会社に毎月継続して立替払いさせる方法によって、お支払いいただきます。ただし、当該支払いの費用は契約者の負担といたします。
2. 月額利用料金は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。

3. 当社は、必要に応じて、クレジットカード会社に対して契約者の信用確認を行います。
4. 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかに契約者にお知らせし、支払期限日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード払いの必要情報を当社に申し出ていただきます。

第28条（月額利用料金の支払義務）

1. 契約者は契約開始日から契約終了日までの期間、月額利用料金を支払うものとします。
2. 第 15 条（利用停止）の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の月額利用料金を支払っていただきます。
3. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料金を支払っていただきます。

事由	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金。

第29条（料金の改定）

1. 当社は、次のいずれかの事由がある場合、本約款および別紙料金表（以下「料金表等」）を変更し、月額利用料金を改定することがあります。
 - (1) 電気通信役務の提供に要する費用（回線費、設備費、保守費、委託費等）の変動が生じた場合
 - (2) 法令・ガイドライン・行政指導等への対応が必要となった場合
 - (3) サービス維持・品質確保・セキュリティ対応等のために必要がある場合
2. 当社は、前項の変更を行う場合、変更内容、適用開始日および変更理由を、当社の Web サイト上に掲示する方法により、適用開始日の 60 日前までに周知するものとします。

第30条（端末設備の保守）

本サービスの利用中に契約者が通信上の異常を発見した場合、端末設備（契約者の各部屋に設置されている機器をいいます）に故障のないことを確認の上、当社に修理または復旧を目的とした保守依頼をすることができるものとします。

第31条（注意喚起）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認めら

れる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、当該電気通信設備に対するサイバー攻撃により、当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第32条（保守サービスの内容）

1. 当社は、本サービスの提供開始日から契約期間満了日までの期間について、当社の設置した電気通信設備のうち、当社が所有権を有するもの、利用する権利を有する設備について以下のサポート（以下「保守サービス」といいます）を行うものとします。
 - (1) 電気通信設備の遠隔監視
 - (2) 契約者からの電話等による問い合わせへの対応
 - (3) 対象設備に故障や不具合が生じた場合に、当社が契約者の要請に基づき、現場に技術員を派遣し行う修理・調整
2. 当社は、前項に定める保守サービスについて、当社の判断により当社と契約関係にある第三者に再委託できるものとします。
3. 本サービスの利用に際して使用する自営端末設備は、保守サービスの対象外とします。

第33条（保守サービスの料金）

前条に定める保守サービスの提供にかかる料金は、月額利用料金に含まれるものとします。ただし、契約者は、以下のいずれかの場合によって生じた対象設備の修理および調整等の諸作業については、追加料金の支払いを要するものとし、これを予め承諾するものとします。

- (1) 契約者および利用者、その他第三者による、対象設備の保証書等に記載された使用方法に従わなかった場合や取り扱い不注意による障害が起こった場合
- (2) 当社の技術員および当社指定の第三者（当社が委託を承諾した第三者を含む）以外の者による修理または調整に起因する場合
- (3) 契約者および利用者、その他第三者が故意に対象設備を破損させた場合
- (4) 当社の承諾なしに、対象設備に他の装置や器具を取付けまたは接続したことに起因する場合
- (5) 当社の責めに帰すべき事由によらない火災、盗難、その他不可抗力により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

第34条（保守サービス対応・受付時間帯）

1. 保守サービスの対応・受付時間帯は、以下のとおりとします。

メールによる受付対応	平日・土日・祝祭日を含む24時間対応
------------	--------------------

保守サービス対応	平日（年末年始を除く）	10：00～20：00
	土日・祝祭日（年末年始を除く）	10：00～17：00

2. 保守サービスにかかる時間が当該時間帯を超えることが明らかな場合には、翌日の保守サービス提供時間帯に行うものとし、契約者はこれを予め承諾します。

第35条（契約者の維持責任）

契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

第36条（当社が管理する設備の修理または復旧）

1. 本サービスの利用中に契約者が当社の管理する設備、システムもしくは本サービスに異常、故障または障害を発見した場合、契約者は、契約者自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、当社の管理する設備もしくはシステムの修理または本サービスの復旧を当社に請求できるものとします。
2. 当社の管理する設備、システムもしくは本サービスに異常、故障または障害が生じあるいは当社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、本サービスを提供できないことを当社が知った場合、当社は速やかにその設備もしくはシステムを修理し、本サービスを復旧するよう努めるものとします。

第37条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社において試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

第38条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第17条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定によ

り当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第39条（契約者の協力及び義務）

1. 契約者は、以下の事項について予め承諾すると共に必要な協力を行うものとします。
 - (1) 当社の指定する技術員が保守サービスを提供するうえで、対象設備、構内配線等の設置場所その他必要な場所に立ち入ること
 - (2) 電気通信設備および保守サービスにおいて消費される電気代等は無償で提供すること。なお、保守サービスの提供に際し、電力会社との契約変更等、電力供給に必要な契約行為、設備の用意については、契約者自らの責任と負担で行うものとし、当社は何らの負担も負わないものとします。
2. 当社は、インターネット回線に接続されている電気通信設備に異常がある場合その本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。
3. 契約者は次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、

若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに当社に通知していただきます。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社に本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
 - (5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
 - (6) 法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等）を行わないこと。
 - (7) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
 - (8) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。
4. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したとき、又は電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第40条（契約者以外の者の利用に係る義務）

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。契約者は、自己の有する資格に基づいて本サービスを利用する利用者に対し、本約款において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、当社に対して、利用者による当該義務の違反に関し、当該利用者と連帯して責任を負うものとし、万一、利用者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当社の指示に従い、当該利用者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとし、

(2) 契約者は、当社が次に定める本約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(ア) 第 35 条（契約者の維持責任）

(イ) 第 37 条（契約者の切分責任）

第41条（契約者が行う本契約の解約）

1. 契約者は、本サービスのお申込み後、契約者都合により本サービスを解約しようとする場合、解約希望月の前月末日までに当社に通知することにより、本契約を解約することができます。
2. 前項に定める解約に基づく本サービスの提供終了時点は、解約希望月において、解約手続きが完了した月の末日とします。
3. 本契約を解約する場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
4. 第 1 項の規定により、本契約を解約する場合でも、契約者は、当社が別途定める方法に基づき、当社が別途定める料金表に規定の開通工事費用及び事務手数料（初期費用）の支払いを要します。ただし、初期費用 0 円プランの場合は、次項の定めによります。
5. 初期費用 0 円プランをご契約で、12 ヶ月以内にご解約される場合（ご退去に伴う解約を含みます）、初期費用の残債額をご解約時の最終請求にて一括でご請求させていただきます。
6. 契約者が本サービスの契約物件等から退去したにもかかわらず、第 1 項の告知を怠ったことにより、退去後本サービスが継続された場合であっても、当社はその期間の月額利用料金を免除しないものとし、契約者は第 2 項に定める本サービスの提供終了時点までの月額利用料を支払うものとしします。

第42条（当社が行う本契約の解除）

1. 当社は、第 15 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該利用停止となった原因を解消しないときは、本契約を解除することがございます。
2. 当社は、契約者が第 15 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 15 条（利用停止）の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本契約を解除することがございます。
3. 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本契約を解除することがございます。
4. 当社は、前三項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではございません。

5. 第1項乃至第3項の規定に従って本契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
7. 第1項乃至第3項の規定により、本契約を解除された場合でも、契約者は、当社が別途定める方法に基づき、当社が別途定める料金表に規定の初期費用及び工事費の支払いを要します。

第43条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本契約を解除することがございます。
2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第44条（支払い遅滞の措置）

1. 当社は、契約者が月額利用料金の支払いを遅滞した場合、契約者へ予告なく直ちに本サービスの提供を停止するものとします。
2. 当社は、前項により、本サービスの提供を停止した場合、契約者が当社所定の手続きによりクレジットカードの再登録を完了したことを確認したときに、本サービスの提供を再開するものとします。但し、暦月の25日以降に再登録を完了した場合は、登録完了の翌月1日に本サービスの提供を再開するものとします。
3. 前項による本サービスの再開が暦月の中途になる場合であっても、契約者は再開当月1ヶ月分の月額利用料金を支払うものとします。

第45条（損害賠償）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が滞り、電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態（以下「通信不能状態」といいます）と同程度の状態となったことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上通信不能状態が連続した場合、月額利用料金1ヶ月分を契約者に発生した損害額の上限とし、1ヶ月を30日として日割り計算した月額利用料金に通信不能状態の日数を乗じた金額にて当該損害の賠償に応じるものとします。
2. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第46条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化又は消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
3. 当社は、通信仕様または電気通信設備仕様等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。
4. 当社は、天災地変、その他不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第47条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第48条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときその他当社が合理的に不相当と判断したときは、その請求を承諾しないことがあります。

第49条（他ネットワークの活用）

1. 契約者は、当社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備、または回線等（国内外を問いません）を経由し、もしくは利用する場合、当該ネットワークの規則等に従うものとします。
2. 契約者による前項に定める事項を原因とするトラブルについては、すべて利用者の責任と負担により解決するものとします。また、当社は、利用者が設置した機器類から、違法なデータの発信、スパムメールの配信または踏み台にされている等の事態を検知した場合には、利用者に通知なく即時に接続を停止する場合があります。

第50条（禁止事項）

1. 当社は、利用者が本サービスを利用するにあたって、以下の行為を禁止事項と定め、利用者はこれを行わないものとします。
 - (1) 第三者または当社への著作権、商標権等の知的財産等、その他の財産権を侵害する行為
 - (2) 第三者または当社への誹謗または中傷、もしくは名誉または信用を毀損する行為
 - (3) 第三者または当社への詐欺または脅迫行為
 - (4) 第三者または当社に不利益を与える行為
 - (5) 第三者のプライバシーまたは肖像権を侵害する行為
 - (6) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
 - (7) 当社または本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で、本サービスを利用する行為
 - (8) 公職選挙法に違反する行為
 - (9) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文章等を送信または表示する行為
 - (10) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (11) 未成年に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信する行為、もしくは収録した媒体その他成人向けの商品等を販売、配布する行為
 - (12) 違法または公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言等）
 - (13) その他法令、条約（輸出法令を含みます）等に違反する行為、または違反するおそれのある行為
 - (14) 当社設備、第三者の設備、当社または第三者の業務、もしくはインターネット接続環境等に重大な影響を及ぼす行為
 - (15) その他、当社が不適合と認める行為
2. 利用者が前項各号いずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きを踏むことなく、以下の措置を行うことができるものとします。
 - (1) 利用者に対し当該行為の中止、修正またはデータの移動、その他必要な措置等を行うことを要求すること
 - (2) 利用者の表示、発信または蓄積する情報またはデータ等の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置く、または削除すること
 - (3) 利用者が本サービスの全部または一部を利用することを停止すること
 - (4) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと

第51条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は次のことを守っていただきます。
 - (1) 契約者は本サービスを、別途規定する目的の範囲で利用できるものとします。
 - (2) 契約者は、本約款に従って本サービスを利用するものとします。
 - (3) 契約者は、本約款にて明示的に定める場合を除き、自らまたは利用者が本サービス

を通じて発信する情報、および自己または利用者による本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、第三者および当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

- (4) 本サービスの利用に関連して、契約者または利用者が他の契約者または第三者との間で紛争等（損害の発生を含みます。）が生じた場合、契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。なお、契約者または利用者の本約款違反等に起因して当社に損害が生じた場合、当該契約者は当社に生じた損害を賠償するものとします。
- (5) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではございません。なお、この場合はすみやかに当社に通知していただきます。
- (6) 通信の伝送交換に妨害を与える以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (ア) ONU に接続した機器の MAC アドレスのスプーフィング（ハードウェア固有の MAC アドレスを変更すること）。
 - (イ) 当該回線に割り当てられていないソース IP アドレスを付与した IP パケットの送出。
 - (ウ) 当社設備を宛先とした、ICMP をはじめとする IP パケットの大量送出。
 - (エ) 回線速度や当社通信設備の性能測定を目的とした IP パケットの大量送出。
 - (オ) その他、通信の伝送交換に妨害を与える行為。
- (7) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (8) 当社に本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (9) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- (10) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (11) 法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等）を行わないこと。
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与え

るおそれのある行為を行わないこと。

(13) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。

2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくは毀損したとき、又は電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用（当社が別途定める料金表に規定する額を限度とします）を支払っていただきます。

第52条（契約者の発信・提供する情報）

1. 本サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関連して、契約者または利用者との間の契約者または第三者との間で紛争等が生じた場合、当該契約者は、自己の費用と責任と負担で解決するものとしします。
2. 当社は、契約者または利用者が本サービスを通じてインターネット上で発信または提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該契約者に通知の上、当該情報を削除するまたは当社の指定する第三者に削除させることができるものとしします。
 - (1) 契約者または利用者が第 50 条各号に定める禁止行為を行った場合。
 - (2) 本サービスまたは当社の管理する設備もしくはシステムの保守管理上必要であると当社が判断した場合。
 - (3) 契約者もしくは利用者により登録または提供された情報量が、当該契約者または利用者に割り当てられた当社の管理する設備およびシステムの所定の記録容量を超過した場合。
3. 前項の規定にも拘らず、当社は、契約者または利用者により本サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報が前項の各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとしします。
4. 当社は、契約者もしくは利用者により本サービスを通じて登録またはインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこともしくは削除させたこと、または当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該契約者もしくは当該利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとしします。

第53条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、相手方に対し、現在および将来において、次の各号の一に該当しないことを表明し保証します。

- (1) 刑事訴訟法第 218 条（令状による捜査）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合
- (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合
- (3) 緊急性を有する犯罪行為等の捜査協力のため、公的機関より公正な手続きを経た書面による開示請求があった場合

第55条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第56条（技術基準等）

本サービスにおける基本的な技術基準等は、別表に定めるところによります。

第57条（サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第58条（協議）

1. 契約者および当社は、本約款等に定める事項について、信義を旨とし誠実に履行するものとします。ただし、本約款等に定めのない事項について疑義が生じた場合、誠意を持って協議し解決するよう努めるものとします。
2. 前項の協議を行ってもなお解決できず、訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第59条（準拠法）

本約款等の成立、効力、解釈および履行については、日本法に準拠するものとします。

■ 附 則 ■

本約款は 2026 年 4 月 1 日より効力を発するものとします。

別紙 1 技術的事項及び料金

1. 本サービスにおける基本的な技術的事項

接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠) IEEE802.3ab	IEEE802.3ab1000BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3i10BASE-T 準拠
接続方法	物理的条件	回線終端装置の接続仕様
有線	8ピンモジュラーコネクタ	IEEE802.3an10GBASE-T 準拠 又は IEEE802.3bz5GBASE-T 準拠 又は IEEE802.3bz 2.5GBASE-T 準拠 又は IEEE802.3ab1000BASE-T 準拠 又は IEEE802.3u100BASE-TX 準拠

2. 標準月額料金（利用者1回線あたり）

(1) プレミアム 1G プラン

月額料金：3,630 円

※物件所在地等により対応可能プランは限定されます。

(2) プレミアム 2G プラン

月額料金：3,630 円

※物件所在地等により対応可能プランは限定されます。

(3) プレミアム 10G プラン

月額料金：4,180 円

※物件所在地等により対応可能プランは限定されます。

3. 開通工事費用及び事務手数料（利用者1回線あたり）

開通工事費用	23,100 円（1,925 円×12 ヶ月の分割払い）
事務手数料	3,300 円（275 円×12 ヶ月の分割払い）

別紙 2 高負荷状態

第 5 条第 1 項において高負荷状態となる基準（以下「高負荷状態」という）

1 回線あたりのトラフィック：24 時間平均 100Mbps 以上

※24 時間平均 100Mbps トラフィックが流れた場合の 1 日あたりのデータ受信量：
8.64Tbit

$(100\text{Mbps} \times (24 \times 60 \times 60)\text{秒}) = 8,640,000\text{Mbit} = 8.64\text{Tbit}$

別記

新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社